

『南山神学』39号（2016年3月）pp.283-321.

「たゞひとゑに御大切にわもやうされ」

— 「こんちりさんのおらしよ」の系譜（1） —

西脇 純

はじめに

本稿は、潜伏キリシタン時代に伝わり、明治期の日本のカトリック教会の祈祷書に収録されて以来連綿と受け継がれている「こんちりさんのおらしよ」の系譜を、主に『公教會祈禱文』の発刊以後の推移に焦点をあてて概観しようとするものである。

「こんちりさんのおらしよ」ならびにこの祈りを収める小冊子『こんちりさんのりやく』については、すでに入江渚、川村信三らに綿密な研究がある¹。本稿もその成果に学び、まずは、「こんちりさんのおらしよ」の出自（1）と、この祈りが後に『聖教日課』や『公教日課』などの明治最初期の祈祷書に収録されていった次第を、「おらしよ」の本文を紹介しつつ、手短かにまとめることにしよう（2～5）。次に、大日本国帝国憲法の施行後に発刊された『公教會祈禱文』と、昭和の戦時下の諸版、戦後の改訂版（1947年出版認可）を中心にとりあげ（6～9）、最後に、現代語訳の試みをも一例紹介することにした（10）。なお、紙幅の関係上、ここに引用する諸版の比較検討ならびに通史的な概観は次号に機会を譲ることをおゆるし願いたい。

¹ 入江渚「『こんちりさんのりやく』論考」『国語国文』61巻2号（1992年）17-34頁、川村信三「『こんちりさんのりやく』の成立背景と意義—キリシタンの精神的支柱としての特異性—」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』9（2001年）97-125頁。

1. 「こんちりさんのおらしよ」

「こんちりさんのおらしよ」の「こんちりさん」はポルトガル語の「contrição 痛悔」の転訛である。ラテン語の「contritio」に相当する。一方「おらしよ」はラテン語の「oratio 祈り」に由来する。ポルトガル語の「oração」に相当する言葉でもある²。以下、まずは「こんちりさんのおらしよ」を収める『こんちりさんのりやく』がどのような背景のもとで成立したかを概観しよう。

1. 1. 『こんちりさんのりやく』

『こんちりさんのりやく』は、1603年、イエズス会のポルトガル人宣教師で日本司教だったセルケイラ（Luis de Cerqueira, 1551/52-1614年）によって長崎で出版された。キリシタン用語を用いつつ日本語で著されたが、刊本は現存せず、「外海・五島・長崎系の潜伏キリシタン」の間で伝承された写本が複数残る³。

この書の主題である「こんちりさん」は、250余年の迫害期にあつて潜伏キリシタンの信仰心を支え、いわゆる1865年の「信徒発見」の出来事を可能ならしめたといわれる⁴。キリシタン史研究の尾原悟も「こんちりさんの思想」を「日本に根付いたキリスト教思想」として評価する⁵。『こんちりさんのりやく』

² 「おらしよ」の語義について、尾原悟編『きりしたんのおらしよ』（キリシタン文学双書、キリシタン研究第42輯、教文館、2005年）261-264頁参照。

³ 写本には、「大浦本」（大浦天主堂所蔵本）、「外海本」（外海歴史民俗資料館所蔵本）、「浦川本」（浦川和三郎『切支丹の復活 後編』、国書刊行会、復刻版1979年、861-877頁に翻刻された写本）、「天理本」（天理大学図書館所蔵本〔北文庫本・写真版〕）、「パリ写本」（パリ外国宣教会所蔵本）などがあり、詳しい照合と校訂が俟たれる。近年発見されたという「パリ写本」については、ドベルグ美那子「新出かくれキリシタン遺物をめぐって—パリ外国宣教会所蔵の古写本『こんちりさんのりやく』』『アジア遊学 Intriguing Asia』127号（2009年）181-188頁を参照。なお、「生月・平戸系」の潜伏キリシタンの間では「こんちりさんのりやく」は伝承されず、この伝本の有無が「外海・五島・長崎系」において伝承された信仰との相違の一因となったとみられる。川村信三『『こんちりさんのりやく』の成立背景と意義』、前掲論文、100頁参照。

⁴ 川村、同論文、98-100頁、117-120頁ほか参照。

⁵ 尾原悟「殉教と復活」相良亨・尾藤正英・秋山虔編著『講座 日本思想4 時間』（岩波書店、1984年）169-200頁、特に191-196頁（「こんちりさんの系譜」）を参照。

が日本の教会史を語るうえで欠かすことのできない重要な一書であるということができよう。

そもそもこの小冊子の出版の背景には、トリエント公会議における「ゆるしの秘跡」の要件についての厳格な規定と、1587年の豊臣秀吉の伴天連追放令をきっかけに次第に困難になってゆく司牧との狭間に立たされた、1590年代の日本宣教師の逡巡があった⁶。というのも、トリエント公会議の第14盛式会議(1551年11月)は、信者が大罪(peccatum mortale)を犯した場合は、司祭への告白(confessio)が欠かせないと、次のように決議していたからである。

上に説明したゆるしの秘跡の(主による)制定に基づき、罪をことごとく(司祭に)告白すべきことも、主によって制定されたのであり、これは、神法により、洗礼後に墮落し(罪を犯し)たすべての者に必要なことであると、普遍教会は常に理解してきた。[...]以上のことから、悔悛者は、良心の糾明によって意識しているすべての大罪を、告白の際、(司祭に)申し述べなければならない。⁷

ただし、トリエント公会議は、完全な痛悔によって——それがゆるしの秘跡を受けたいという望みと結ばれている限り——神との和解が、司祭への告白の前であっても成立するとし、痛悔の役割を重視するいわゆる「真の痛悔支持者 contritionist」らの立場を完全に否定してはいなかった。

⁶ 川村信三「『こんちりさんのりやく』の成立背景と意義」, 前掲論文, 109-116 頁参照。

⁷ DH 1679-1680 (= H. Denzinger, *Enchiridion symbolorum* u. a. hg.v. H. Hünermann, Freiburg im Breisgau 1991, 541-542): *Ex institutione sacramenti paenitentiae iam explicata universa Ecclesia semper intellexit, institutam etiam esse a Domino integram peccatorum confessionem* [cf. Iac 5:16; 1Io 1, 9; Lc 5:14; 17:14], *et omnibus post baptismum lapsis iure divino necessariam existere* [can. 7], [...]. *Ex his colligitur, oportere a paenitentibus omnia peccata mortalia, quorum post diligentem sui discussionem conscientiam habent, in confessione recenseri, [...].*

(聖なる公会議は) 加えて次のように教える。この痛悔がしばしば愛によって完全なものとなって、この(ゆるしの)秘跡を実際に受ける前に、人間の神との和解が起こるとしても、痛悔に含まれる、秘跡を受けたいという望みなしには、その和解は痛悔に帰されるものとはならない。⁸

そこで、イエズス会宣教師らは、前述の宣教師らの逡巡について話し合われた1592年の日本第1回管区総会議において、すでに信者の間で実践されていた、病者へのある配慮が認められるかどうか、総会長にアドヴァイスを乞うことにした⁹。その配慮とは、「聴罪司祭がいないため、罪を告白することが全くできない」場合、病者が「魂の平和と救済を得るための何らかの方法を見出す」手段として、病者らが「何をすべきであり、また看護人をどのようにして役立たせるかを狭い紙に印刷しておいて、病者が痛悔を起こして善き死の準備をさせる」というものであった¹⁰。

3年ごとにローマで開催されるイエズス会の代議員総会に、日本の宣教を巡る諸問題に関わる質問状を託され派遣されたのは、日本第1回管区総会議に出席したヒル・デ・ラ・マタ神父(Gil de la Mata, ca. 1547-1599年)であった。マタは、スペイン各地を訪問、アルカラ大学の倫理神学者ガブリエル・バスケス(Gabriel Vasquez, 1549-1604年)らから、マタが日本から持参した質問状への解答を得、その足でローマの代議員総会に出席、最終的にイエズス会総長ク

⁸ DH 1677 (= H. Denzinger, *Enchiridion symbolorum*, *ibid.* 540): *Docet praeterea, etsi contritionem hanc aliquando caritate perfectam esse contingat hominemque Deo reconciliare, priusquam hoc sacramentum actu suscipiatur, ipsam nihilominus reconciliationem ipsi contritioni sine sacramenti voto, quod in illa includitur, non esse adscribendam.* 12世紀に始まる「*contritio*」と「*attritio*」の区別と、これらを巡る神学論争の経緯について、H. Vorgrimler, *Buße und Krankensalbung* (HDG Bd. 4, 3), Freiburg-Basel-Wien, 1978, 138-145, 168-170, 174-176. などを参照。

⁹ 川村信三「『こんちりさんのりやく』の成立背景と意義」、前掲論文、110-113頁参照。

¹⁰ ヴァリニャーノ「日本第一回管区総会議議事録1592年」ヴァリニャーノ著、家入敏光訳編『日本のカテキズモ』(天理図書館参考資料7, 天理図書館, 1969年)245-323頁, 306頁(第27章3)。

ラウディウス・アクアヴィーヴァ (Claudius Aquaviva, 1543-1615 年, 総長在任 1581-1615 年) と教皇庁の認可とを得た¹¹。ゆるしの秘跡に関する日本管区の質問は、「神父たちは呼ばれたときいつでもかならず病人の許に告解を聴きに行く義務があるでしょうか」というものであった¹²。これに対するバスケスの回答は次のようであった。

ある経験豊かな方の判断と、明らかな理由によって、(こうした場合¹³) 告解(を聴き)に行かなくてもよいでしょう。ただし、緊急の事態の中で告白ができないときに備えて、人々が完全な痛悔 (contritio) を心がける習慣をもつよう注意する必要があります。¹⁴

この回答をマタ神父が携えて日本に戻ってきたのは1598年8月のことだった。時あたかも、26名の信徒・司祭・修道者らの処刑が長崎で執行され(日本26聖人の殉教, 1597年), 迫害の危機が現実のものとなっていた。「靈魂の救いへの配慮」を宣教活動の究極目的としていたイエズス会宣教師たちにとって¹⁵, バスケスの回答は、たとえ罪の告白が叶わない場合であっても、完全な痛悔があれば、神との和解が成立し、罪がゆるされ、靈魂の救いが得られるという彼らの考えに確信を持たせるものとなった。当時イエズス会日本準管区長の地位にあり、イエズス会の日本宣教の責任者でもあったペドロ・ゴメス (Pedro

¹¹ 川村信三訳「ガブリエル・バスケス『日本の倫理上の諸問題について』」上智大学中世思想研究所編訳・監修『中世思想原典集成 20 近世のスコラ学』(平凡社, 2000年)965-995頁, 969-970頁。

¹² 同書, 984頁。

¹³ 緊急性がなかったり, 本人に大罪を犯したという意識がない場合。同頁参照。

¹⁴ 同書, 993-994頁。

¹⁵ 『こんちさんのりやく』も序文でまず「人の上に大事の中の一大事というわ, あにまのたすかるといふ事」という言葉で始まる。片岡弥吉校注「こんちさんのりやく」海老沢有道, H.チースリク, 土井忠生ほか校注『キリシタン書 排耶書』(日本思想体系 25, 岩波書店, 1970年)361-380頁, 362頁。

Gomez, 1535-1600年)も、痛悔を「霊的薬」と呼んで、その実践を信徒の間に広めるよう、宣教師らを促していた¹⁶。このような状況下で発行された書が、痛悔の意義を説き、切にこれを勧め、瀕死の信者には「靈魂の扶かり」を得るためにせめて「こんちりさんのおらしよ」を心の内に唱えよと勧告する書『こんちりさんのりやく』だったのである。本書の作者は知られていない。川村は、何らかの欧文冊子が基になっている可能性に触れつつ、『こんちりさんのりやく』の原文は日本宣教師の労苦の成果である」とし、具体的に、前出ゴメスの名を挙げて彼の関与を指摘している¹⁷。

1. 2. 「こんちりさんのおらしよ」の本文

「こんちりさんのおらしよ」が『こんちりさんのりやく』に収められた祈りであることは先にも述べた。この祈りが置かれる位置は写本によって異なるが、ここでは、祈りを末尾に置く版、具体的には、片岡弥吉の校注になる、いわゆる「カトリック長崎大司教館（大浦天主堂）蔵」の原本を底本とする校訂版から引用しよう¹⁸。この「大浦本」（大浦天主堂所蔵本）を含め、『こんちりさんのりやく』の写本は、ほとんど平仮名を主体に書かれている。そのため、校注にあたって片岡は、次の5つの方針を立てている。

- 1 仮名遣いは、底本のままとした。
- 2 清濁は、底本の原態を尊重しつつ、校注者が定めた。
- 3 底本の平仮名に適宜漢字を宛て、もとの平仮名は振仮名として残した。
- 4 底本にある振仮名には<>を付した。
- 5 校注者の付した振仮名は、平仮名・新仮名遣いで⁰を付した。¹⁹

¹⁶ 川村信三「『こんちりさんのりやく』の成立背景と意義」、前掲論文、97-98頁、113-116頁参照。

¹⁷ 同論文、115頁参照。

¹⁸ 片岡弥吉校注「こんちりさんのりやく」『キリシタン書 排耶書』、前掲書、378-380頁。

¹⁹ 同書、9頁。

さらに片岡は、本来「でうす」(Deus)とあるべきところ誤って「ぜすゝ」(Jesus)となっている箇所があるとして、それらの箇所に▽印を付して、訂正を施している²⁰。片岡の校訂版によれば、大浦本の「こんちりさんのおらつ所」では、「でうす」とあるべき全4例のうち、後半の2例が「ぜすゝ」となっているという²¹。

以下は、片岡の校訂版からの引用による「こんちりさんのおらしよ」の題目と本文である。なお、引用文中の下線は校訂版による。

第四 でうすにたちかゑり奉る罪人の申上べきこんちりさんのおらつ所の事
 万事くばんじかなゑたまへ。始めはじ終りおわりをましまさんでうすの御前まへにて、はがり
 (なき)無慙むざんの身として、罷出くまかりいづべき功力くりきなしとわいへども、はがりなき御
 慈悲じひに頼たのみをかけ、諸悪しよの綱つなにからめられながら、たゞいま御前まへにいで奉
 る也。

さても御身おんみわ、始めはじ終りおわりなき無辺ぶへん大かうの御主だいに、きわまる御善徳ぜんとくの源みなもと
 様にてましますに、我等われらにあたゑ下くだされしあつき御恩おんのかずく²²、まこと
 に際限さいげんなければ、万事ばんじにこゑて深く御大切おんに存ぞんじ奉りし事ほんぎこそ本儀ほんぎなるべ
 き、さわなくしてかへりて罪科ざいくわのつみとがの色品いろしなをつくしてそむき奉るわ
 が身みなれば、いまさら其御赦免しゆめんかうむり奉るべき身にわあらずとわきまへ
 奉る也。

われかつておかせし科とがをも陳ちんぢ奉らじ。たゞ罪科ざいくわのはなはだ重おもく²³、し

²⁰ 同書、362-363頁の頭注を参照。

²¹ 中村博武『宣教と受容—明治期キリスト教の基礎的研究』(思文閣出版、2000年)186-187頁は、大浦天主堂所蔵本など「こんちりさんのりやく」の伝承三写本に頻出する「でうす」と「ぜすゝ(せすゝ)」との取り違えが文意の不明瞭さを生んでおり、このことから、「これら三写本を検討する限り、潜伏キリシタンの間でこの書物が十分に理解され、伝写されてきたとは到底思われぬ」としている。

²² 「く」「ぐ」はくの字点。以下同様。

²³ 「をもむく」は「をもく(重く)」の誤記。片岡弥吉校注「こんちりさんのりやく」『キリシタン書 排耶書』、前掲書、379頁の頭注を参照。

かも数^{かず}かぎりなき事^{こと}を白^{はく}状^{じやう}し奉^{ほう}る也。

しかる^(り)といへども、御^{おん}慈^じ悲^ひわわが科^かよりも深^{ふか}き御^{おん}子^こぜすゝ^{きり}しとの、
なが^{なが}流^{なが}したもふ御^{おん}血^ちの御^{おん}奇^き特^{とく}わ、わが罪^{つみ}科^{とが}よりもなを^なを^を広^{かう}大^{だい}にましますとわきま
へ奉^{ほう}る也。

しかるとき、御^{おん}主^{しゅ}直^ちきの御^{おん}こ^こと^とば^ばにわ、「罪^{ざい}人^{にん}、わが科^かを悔^くや^やみ^みか^かな^なし^しみ
奉^{ほう}る^るにおいてわ、何^{なん}時^{とき}にてもゆ^ゆる^るしたまわん」との御^{おん}約^{やく}束^{そく}なれば、いま思^し
召^{めい}いだしたま^(ひ)へて、われに罪^{つみ}科^{とが}をゆ^ゆる^るしたまへば、過^すぎ^ぎし^し科^かもい^いま^ま心^{こころ}の底^{そこ}
より、ふか^(く)き^く悔^くや^やみ^みか^かな^なし^しみ^奉る。

深^{しやう}く御^{おん}誦^{じゆ}じ奉^{ほう}りし事^{こと}、あながち後^(ご)生^{しやう}にてわお^(う)く^くべ^べき^き苦^く患^{げん}におそれて
の事^{こと}にもあらずとわきま^まゑ^ゑ奉^{ほう}る。たゞひと^{ひと}と^とゑ^ゑに御^{おん}大^{だい}切^{けつ}にわもや^やう^うさ^され、御^{おん}
威^{ゑい}光^{くわう}、御^{おん}善^{ぜん}徳^{とく}ばかりましまさん御^{おん}身^みをそ^そむ^むき^き奉^{ほう}りし事^{こと}をかな^なし^しみ^申もの也。

しかれど、罪^{ざい}人^{にん}いまよりわが進^{しん}退^{たい}を改^{あらた}め、二^にた^たび^びも^もる^るた^たる^る科^かをお^おか^かせ^せ
して、かつて▽でうすの御^{おん}内^{ない}証^{しやう}をそ^そむ^むく事^{こと}あるま^まじ^じと、堅^{かた}くお^おも^もい^い定^{さだ}め^め
申^申もの也。

いま憐^{あわれ}み^みの御^{おん}ま^まな^なじ^じりを、罪^{ざい}人^{にん}なる我^{われ}等^らにめ^めぐ^ぐら^らせ^せたま^まゑ。わが科^かの^の
わ^わり^りと^として、御^{おん}ば^ばつ^つ所^{しよ}にはか^かり^りなき御^{おん}奇^き特^{とく}をさ^さげ^げ奉^{ほう}れば、これをも^もつ^つ
てわれに御^{おん}勘^{かん}気^けをゆ^ゆる^るしたまへ。ぜすゝの流^{なが}したもふ御^{おん}血^ちの御^{おん}奇^き特^{とく}と、御^{おん}身^み
の御^{おん}深^{ふか}き^{あわれ}憐^{たの}みに頼^{たの}みをか^かけ^奉りて、お^おか^かせ^せし^し科^かの御^{おん}ゆ^ゆる^るし^をこ^こい^い奉^(たてまつれ)
ば、又^{また}此^{こゝ}訴^そ訟^{しやう}の御^{おん}取^{とり}に^にわ、御^{おん}母^{はは}さん^{さん}た^た-丸^{まる}や^やさ^さま^まを頼^{たの}み^み奉^{ほう}れば、御^{おん}と^とり^り
あ^あわ^わせ^せを▽でうす様^{さま}も聞^きしめ^めし入^いり^りたま^まゑて、これをも^もつ^つて、われに御^{おん}勘^{かん}気^け
をゆ^ゆる^るしたまへ。

われ此^{こゝ}功^{こう}力^{りき}にわお^およ^よば^ばざ^ざれ^れども、御^{おん}子^こ一^{いち}分^{ぶん}に二^にた^たび^び召^めしくわ^わゑ^えさせ^せたま^ま
へ、と謹^{つし}んで頼^{たの}み^み奉^{ほう}る。

あんめん-ぜすゝ²⁴

²⁴ 片岡弥吉校注「こんちりさんのりやく」、前掲書、378-380頁。

この「こんちりさんのおらつ所」が潜伏キリシタンにとってどれほど大切な祈りであったかは、同じ『こんちりさんのりやく』に、瀕死の信者にはせめて「こんちりさんのおらつしよ」を心の内に唱えるよう勧めよと記されていることからわかる。

こゝに心得べき事あり。死するに^{ちか}近き人、いまだ其ひまあらば、此一^{くわん}巻をことぐくしめすべし。もしはや^{とき}時きわまり、ひまなきにおいてわ、はじめの一カ条のうち第三、第四の^{こころへ}心得と、第二ヶ条、第四ヶ条の事わりを^よ読み聞かすべし。たゞし、又これも^{あい}相かなわんほどの^{くぬ}急死ならば、せめて第四ヶ条^め目のする所のおらつしよをすゝむべし。もし其人口^{くち}ごもり、此おらつしよを申事もかなわ^{くぬ}んにおいてわ、心の^{うち}内にかくと^と唱ゑよと^{しめ}示すべし。²⁵

いわゆる「信徒発見」の出来事（1865年3月17日）を経験したパリ外国宣教会のプティジャン神父（Bernard Thadée Petitjean, 1829-1884年）は、「こんちりさんのおらつしよ」が潜伏キリシタンにとって「魂の救済」に関わる重要な祈りであることを理解した。「こんちりさんのおらつしよ」は、『こんちりさんのりやく』の出版（1603年）から実に265年を経た1868年、プティジャンが編纂した信徒用祈祷書『聖教日課』に収められることになる。

2. プティジャンと『こんちりさんのりやく』の伝承本との出会い

1865年5月29日、「信徒発見」から2カ月ほど経た後に、プティジャン神父は、長崎の大浦天主堂から横浜の聖心天主堂の教区長ジラルール（Prudence-Séraphim-Barthélemy, 1821-1867年）に宛てて手紙を送り、長崎での最近の出来事として『こんちりさんのりやく』という名の一書に出会ったと、『りやく』からの引用

²⁵ 同書、363頁。

をも挿みながら、次のように報告している。

5月20日、21日、この二日間に特記することは何もありません。しかし、No. 2の水方から最近もらったばかりの新しい本のことをお話ししましょう。この本の表題は、『コンチリサン ノ リヤク』です。キリスト生誕後1603年に編集されています。今の所、全部お送りすることはできませんので、いくらか引用するに止めておきましょう。

‘ヒトノ ウエニ ダイジノナカノ ダイイチ ダイジト イウワ アニマ タスカル トノコト コレニ イオツテ イッサイ ニンゲン オンタスケニテ マシマス オンミ ジェズス ノ オンキンゲン イカニニリ ベンカイ オ タナココロト ニギルト イエドモ ソノミノ アニマ オ ウシナワバ ナンノ イエキヅ ト ノタマイエリ サレバコノ アニマ タスカリ ノ タメニ スグレタル ツトメ ト イウワ コンチリサン トテ シンジツ ノ コクアイ ナリ’それからもっと後の方では、‘コンビスン (告白) オ キカル ベキ パーテル ノ ナキトコロワ トガニ オチタル キリシタン コノ シイ(本)オ イオミ アキラメ オシエノ ゴトク ツメバ ソノ トガ オ イウルサシエ デウス ノ ガラサ オ コムリタテマツル ベキ ミチ オ シラシエン タメナリ’ この手紙に、あまり長い引用はできません [...]。²⁶

²⁶ 長崎純心大学長崎研究所編『1865年 プティジャン書簡—原文・翻刻・翻訳—「エアリア写本」より—「信徒発見150周年」記念』（長崎純心大学博物館、2015年）、141-142頁（第21書簡）。同書が収める原文のうち『コンチリサン ノ リヤク』からの引用部分には以下の通り。“hitono ouiégni Dai djino nakano dai ithi dai dji to iouwa Anima tas’karou to no koto. Koregni iotte issai ninghen on tas’kegnite machimas on mi Djezous no on Kinghen ikagni nari [筆者注：原注52に「「こんちりさん」の原文では、ここは「人」となる」と記されている。]ben kai O tana kokoro to nighirou to iédomo sono mino anima O ouchin awaba nanno iékizo to notamaieri ... Sareba kono anima tas’karino tamegni s’gouretarou ts’tome to iouwa Cont’hirisan tote chindjits’no Kô Kou ai nari. [...] Conbisan o kikarou beki Pater no naki to korowa, togagni of’hitarou kirichitan kono chiio

プティジャンが引用した文章は、『こんちりさんのりやく』の序文にあたる冒頭部分である。『こんちりさんのりやく』(Conthiriso[*sic!*]n no riakou)の写本をプティジャンに提供した人物は、同じ手紙のなかに、「No. 2 (とプティジャンが名付けた村)の水方」である「聖ガブリエルのドミンゴ」であったと記されている²⁷。片岡弥吉によれば、浦上のドミンゴ、後に「浦上村の聖人」と呼ばれるようになった高木仙右衛門(1820-1899年)である²⁸。

「こんちりさんのおらしよ」は暗誦されていた。定期的に行なわれた絵踏や寺詣での後、家に帰ってからこの祈りが唱えられたからである²⁹。プティジャンも、同じ手紙のなかで「大多数の人たちが、痛悔についてのこの本を始めから終りまでほとんど知っていて、簡単に暗唱できる」と記している³⁰。彼らは、たしかに「パーテル ノナキ コンビソン Pater no naki Conbison」(司祭のない告白、すなわち「こんちりさんのおらしよ」を唱えること)や「コンイエソーロ Coniésoro」(聴罪司祭)「サガラマント Sagaramento」(秘跡)などの意味

livre o iomi akirame ochienogotokou ts'me ba sono toga o iourou sache, Deus no garaça o kômouri tatematsrou beki mithi o chirachen tamenari...". 同書, 63頁。

- ²⁷ 同書, 61頁, 63頁, 138, 141頁。「No. 2のドミンゴ」については同じ第21書簡(146頁, 150頁)のほか, 第22書簡(同書, 154-155頁, 159-160頁), 第24書簡(168頁)などに言及がある。プティジャンと同じパリ外国宣教師会司祭で, 日本にも3度滞在し(1889年, 1892年, 1908年), 1896年に『日本キリスト教復活史』を出版したマルナス(François Marnas, 1859-1932年)も, 同書のなかでこの出来事について言及し, プティジャンに写本を手渡した人物は「水方のドミンゴ」であると記している。フランシスク・マルナス著, 久野桂一郎訳『日本キリスト教復活史』(みすず書房, 1985年)255頁参照。
- ²⁸ 片岡弥吉『絵踏・かくれキリシタン』(片岡弥吉全集2, 智書房, 2014年)227頁参照。たしかに, 高木仙右衛門の家族構成(妻エリザベト・シヨに先立たれた寡夫であること, 敬三郎, 源太郎, 愛恵の三人の息子がいること)は, プティジャンの第21書簡に登場する「No. 2のドミンゴ」とその子どもたちに関する描写と合致している。これについて, 池田敏雄『人物による日本カトリック教会史 聖職者および信徒75名伝』(中央出版社, 1968年)107-112頁を, 長崎純心大学長崎研究所編『1865年 プティジャン書簡—原文・翻刻・翻訳一』, 前掲書, 146頁を比較されたい。
- ²⁹ 片岡弥吉『絵踏・かくれキリシタン』, 前掲書, 113-115頁。
- ³⁰ 長崎純心大学長崎研究所編『1865年 プティジャン書簡—原文・翻刻・翻訳一』, 同書, 143頁。

は知らなかったが、その意味を教えられると理解し、プティジャンが聴罪司祭であることを知って大変喜んだという³¹。

こうした経験を通して、プティジャンは、小冊子が信徒の間で果たしていた役割を十分理解することができた。そこで、入手した『こんちりさんのりやく』を校訂したうえで出版することにした。これが、1869年、かの浦上四番崩れに続く浦上キリシタン流配事件（1868-1873年）の勃発の翌年に出版された『胡無知理佐无之略』（後出）である。1603年の初版から実に266年ぶりの再出版であった。

3. 『聖教日課』の「こんちりさんのおらしよ」

さて、「信徒発見」の年の5月までに『こんちりさんのりやく』の伝承本を入手していたプティジャンは、翌年（1866年）、日本代牧の任命を受け、同年香港で司教に叙階された。この後、プティジャンは、浦上四番崩れをきっかけに新たに起こった信徒迫害の救済を求めてヨーロッパに出発する（1867年10月）。ローマを訪れた後、パリに赴き、彼の求めに応じて日本行きを決意し石版印刷技術を修得した同じパリ外国宣教会会のド・ロ神父（Marc-Marie De Rotz, 1840-1914年）を伴い、1868年6月、日本に帰国した。

ド・ロ神父は、プティジャンが編纂した司牧のための諸書を、大浦天主堂の司教館に設置された印刷所で次々と印刷していったが³²、その最初期の出版物が『聖教日課』（1868年10月）であった。時はすでに大政奉還を経て明治の時代にあったが、神道国教化推進政策のもと、幕府の切支丹禁制は継続され、長崎では、浦上の自葬事件に始まる浦上四番崩れの結果、浦上村総流配が決まり、1868年

³¹ 同書、64頁、143頁参照。

³² ド・ロ神父の印刷・出版事業について、片岡弥吉『ある明治の福祉像 ド・ロ神父の生涯』（NHKブックス276、日本放送協会、1977年）41-70頁を参照。

7月20日の第1回流配では、村の中心人物114名が萩、津和野、福山の三藩に移送されていた。『聖教日課』出版のわずか3ヶ月前の事件である³³。

プティジャンは、かかる状況の下、入手した『こんちりさんのりやく』の伝承本から「こんちりさんのおらしよ」のみを抜粋し、『胡無知理佐无之略』の出版（1869年2月）に先駆けて、信徒の日用の祈祷書となるべき『聖教日課』に掲載したのであった。

以下に『聖教日課』初版の「こんちりさんのおらしよ」を引用する。ここでは、長崎純心大学博物館所蔵の『聖教日課』初版の復刻版に基づくが³⁴、松崎実が「浦川和三郎師秘蔵本」を翻刻した『聖教日課』をも適宜参照する³⁵。なお、原本は、くずし文字の平仮名ならびに振り仮名付きの漢字を多用した手稿に基づく石版印刷によっている。

(三十九丁オ)

ふんちりぎんじ³⁶たらまよ

(三十九丁ウ)

ばんじかなひ給ふ始め終りはしまさぬ
 てうす おんまへ はかいむざんの み
 天主の御前ふ破戒無慙し身として
 まかりいづ くりき いへどもはか
 罷出 齋戒 功力なしと 雖 測りなき
 おんじひ たのみ しよあく つな から
 御慈悲よ頼をわけ 諸悪の綱に搦め

³³ 五野井隆史『日本キリスト教史』（吉川弘文館、1990年）252-260頁参照。

³⁴ 『本邦キリシタン布教関係資料 プティジャン版集成第1期4 聖教日課 1868年（明治元年）』（雄松堂、2012年）。

³⁵ 吉野作造編『明治文化全集 第11巻宗教編』（日本評論社、1928年）27-44頁、43頁（「こんちりさんのおらしよ」）。なお、本稿では引用に際し、平仮名は原典のくずし字書体に近い文字で、漢字も翻刻された校訂版に倣いつつ、できる限り原本の雰囲気伝えることを心がけた。くずし字は、児玉幸多編『くずし字解説辞典 付・かなもじの解説 普及版』（新装19版、東京堂出版、2015年）のほか、東京大学史料編纂所の「電子くずし字字典」（<http://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>）を参照し、漢字字形は「漢字字形自由共有サイト グリフウィキ」を利用した（<http://glyphwiki.org/>）。

³⁶ 「の」を表す「之」のくずし字。以下同様。

かくごんじょうつかまつ　あひが　ごせう
斯言上 仕るこぞ強ち後生にて

(四十一丁ウ)

うく　くげん　おそ　こと
受 齎 苦患 を 恐れての事よを

ほらば　ひとへ　ごたいせつ　もよ
何らば只偏よ御大切に催さき

ご　い　あう　ご　ぜん　とく　そ　あり
御威光御善徳測ましまさぬおん

と　そ　む　たて　ま　こと
身を背き奉つりし事抜かみしミ

も　ふ　す　なり　それ　しん　さい　あう　さ
申をの也今も我進退を改め

か　さ　と　が　お　く　ご　ない
再びもるさふ科を犯し御内

し　よう　た　て　ま　つ　こと　ある
証をそむき奉る事有まじくと

(四十二丁オ)

か　ぬ　く　おも　ひ　ぎ　ど　免　奉　は　も　然　れ　ば
か　し　か

いま　おん　あ　それ　も　ま　な　じ　り　ざ　い　に　ん　なる　それ　め　ぐ
今御憐の皆を罪人成我も旋らせ

さ　ま　ひ　わ　[ガ?]　の　と　が　か　わ　ご
さまひ我科乃代として御ばつ

は　う　り　ご　く　ど　く　き　う
まよし量なき御功德を捧げ

さ　ま　は　り　た　は　は　これ　も　つ　ご　かん　き
さまはりたは是を以て御勘氣を

ゆる　し　給　へ　ぜ　ず　お　ん　ち　ご　く　ど　く
ゆるし給へ耶蘇の御血洩御功德と

おん　み　あ　それ　の
御身のぬあ記おん憐みも頼ミを

(四十二丁ウ)

お　か　と　が　の　おん　ゆる　ご
ちも犯さし科し御赦しを乞ひ

また　この　ご　そ　し　よう　の　おん　とり　つ　ぎ
奉ふ也又此御訴訟し御取次ふハ

おん　て　の　た　の
御母ぎんさまりやを頼み奉きバ

その　おん　とり　あ　て　き　こ　し　め　し　い　た　ま
其御取合せを聞召入らせ給ひ

ご　かん　き　ゆる　た　ま
わきま御勘氣を免し給ひそ乃

く　わ　き　お　よ　おん　こ　い　ち　ぶ　ん
功力ふき及むざれども御子一分よ

ふ　た　め　し　く　そ　へ　た　ま　つ　し　ん　で　た　の　を　あ　げ　た　て　ま　つ　る
再び召加給へと謹而奉頼上 何めん

4. 『胡無知理佐无之略』の「こんちりさんのおらしよ」

すでに述べたように、『聖教日課』発刊の翌年の1869年2月、プティジャンは『こんちりさんのりやく』に校訂の手を加え、この小冊子の再版となる『胡無知理佐无之略』を出版した。印刷は、『聖教日課』と同じく大浦天主堂のド・ロ神父の印刷所で行われた³⁷。

「題言」のなかで、プティジャンは次のように述べている。

[…]^{ひそか}に遺れる^{のこ}切支丹^{きりしたん}の子孫^{しそん}の中に。唯^{うち}此^{たま}こんちりさん^{のりやく}の略^{りやく}のみ。誤^{あやまり}なく写^{うつ}し傳^{つた}へて秘藏^{ひぞう}せるを見出しぬ。夫^み久しく神^み父^いなしといへども。其^{その}あいだ此^{この}書^{しよ}の教^{おし}にまか^{まか}せて。眞實^{しんじつ}なる後^{こう}悔^{くわい}の道^{みち}を以^{もつて}。靈^{あに}魂^まを助^{たす}かりし人^{ひと}多^{おほ}かりしならん。是^{これ}偏^{ひとへ}に御^{おん}母^は聖^{さん}瑪^た利亞^{りや}を始^{はじめ}。到^{さんち}命^{まら}諸^{れす}聖^{せい}の擁^{おう}護^ごに依^{より}て。天主^{てんしゆ}。此^{この}國^{くに}の切^{きり}支^{したん}丹^{たん}を捨^{すて}給^{たま}はざるの徴^{しるし}なりと。誠^{まこと}に仰^{あを}ぐべき事^{こと}也^{なり}。されば幾^き理^り志^したんたらん者^{もの}。自^も今^{いま}後^{のち}も。告^こ解^げを申^{まを}さん時^{とき}。或^{ある}いは別^{べつ}而^{して}其^{その}望^{ぞみ}ありながら。こんちりさんの仕^し合^あを^あ得^えずんば。彌^い此^{この}卷^{まき}の旨^{むね}に從^{したが}ひ守^{まも}りて勤^{つとむ}るにおゐては。後^ご生^{しよ}の扶^{たす}かり^{かり}疑^{うたがひ}なし。因^{より}て此^{この}度^{たび}猶^{なほ}校^{かう}訂^{てい}を加^{くわ}へて。梓^{あつさ}に鏤^{ちりば}め。邦^{ほう}内^{だい}に弘^{ひろ}ることを許^{ゆる}すと。云^{しかいふ}爾^ふ。38

この題言によれば、本書は潜伏切支丹伝来の写本の校訂版であるという。その出版意図は、司祭がいる場合には個別のゆるしの秘跡を受けるときの黙想としてこの書を用い、個別告白の機会がなければこの本を手引きとして「真実の後悔」に至り、罪のゆるしと「後生の扶かり」を得るためである。出版された

³⁷ 片岡弥吉『ある明治の福祉像』、前掲書、48頁。

³⁸ 松崎実校「胡無知理佐无之畧」吉野作造編集担当代表『明治文化全集第十一巻 宗教篇』（日本評論社、1928年）51-61頁、53頁。引用にあたり、『本邦キリシタン布教関係資料プティジャン版集成第1期8 胡無知理佐无之略 1869年（明治二年）』（雄松堂、2012年）をも参照した。

いへども御慈悲ハ我科よりも深く御子ぜすきりしとし
 流し給ふ御血し御功德ハ我罪より老猶廣大に在れと弁へ
 奉れなり然る時ハ如何に御主直の御辞に罪人ならば我科を
 悔むにおいそハ何時も赦し給んとし御約束を今思召出し
 給ひて我罪過を赦し給へ過し科を今心し底より深く悔み
 悲み奉れ也斯言上仕事強ち後生にて受べき苦患を恐めて
 し事よをあらば只偏に御大切に催され御威光御善徳測り
 (十四丁オ)

在さぬ御身を背き奉りし事を悲み申也今より我進退を改め再び
 もると我科を犯して御内証を背き奉る事有まじく堅く思ひ定め
 奉る也然らば今御憐の皆を罪人成我に旋せ給へ我科の代として御ぼつ
 しよし量なき御功德を捧げ奉らば是を以御勘氣を赦し給へ
 ぜすし御血し御功德と御身し深き御憐に頼をうけ犯せし科を
 御赦しを乞奉る也又此御訴訟し御取次にハ御母聖瑪利亜を頼み
 奉れバ其御取合を聞召入らせ給ひ我に御勘氣を免し給ひ其
 功力に及むざれ共御子一分に再び召加へ給へと謹而奉頼上 あめん⁴¹

その後、切支丹禁制の高札がようやく撤去され（1873年）、大日本帝国憲法の発布（1889年）によって信教の自由が認められるようになっても、『胡無知理佐无之略』の重要性が忘れられることはなかった。『胡無知理佐无之略』の発刊からおおよそ33年を経た1902年（明治35年）にも、1879年に来日していたパリ外国宣教会のラゲ（Emile Raguet, 1854-1929）が、『胡無知理佐无之略』の改訂版である『完全なる痛悔』を編纂している。これについては、後述することにしよう。

⁴¹ 松崎実校「胡無知理佐无之畧」, 前掲書, 60-61頁。引用にあたり、『ブティジャン版集成第1期8 胡無知理佐无之畧』, 前掲書をも参照した。

5. 『公教日課』の「痛悔の誦」

さて、『聖教日課』の発刊からおおよそ10年後、プティジャンと同じパリ外国宣教会員で北緯代牧のオズーフ（Pierre-Marie Osouf, 1829-1906年）は、それまで3版（1868年、1871年、1874年）を重ねていたプティジャンの『聖教日課』に倣い、1879年、北緯代牧区の信徒用の祈祷書『公教日課』を刊行した。オズーフは、1877年2月にパリで司教に叙階された後、7月に来日し、前年1876年5月に南北に分割されたカトリック日本代牧区の北緯代牧区長として、横浜山手天主堂での着座式に臨んだばかりであった。東京築地の外国人居留地に新しい司教座聖堂聖ヨゼフ教会が献堂されたのは、『公教日課』発刊の前年、1878年8月になってからのことである⁴²。

北緯代牧区の『公教日課』にも、他の祈りとともに「こんちりさんのおらしよ」が収載されている。『聖教日課』では「こんちりさんのおらしよ」となっていた名称は、『公教日課』では「痛悔の誦（つうかいのとなえ）」に変更されている。ここでは、ノートルダム清心女子大学附属図書館所蔵の初版本から引用しよう。

（六十一丁ウ）

つうくわい とまへ
痛悔の誦

ばんじかな たま はじめ ましま てんしゆ わんまへ はかい
萬事叶ひ給ふ○始おはり在さぬ○天主の御前に破戒
むざん み まかりいづ かりなき いへど はかり わん
無愆の身として○罷出べき功力無と雖を測ふき御
じひ たのみ かけ しょあく つな から ぶれられふがら○唯今御
慈悲に頼を懸○諸悪の綱に撈められふがら○唯今御
まへ いづ きて わんみ はじめ ましま わ へんこう
前に出るふり○偕も御身ハ始おはり在さぬ○無邊廣
だい わんあるじきわ なき ごぜんとく みなもと ましま われら あたへ
大の御主窮まり無御善徳の源にて在す○我等に與

（六十二丁オ）

たま あつ ごらん かづく まこと きいげん ばんじ
給ひたる厚き御恩の數々○誠に際限ふければ○萬事

⁴² 高木一雄編『カトリック東京教区年表』（カトリック東京大司教区、1992年）62-66頁参照。

に超て深く愛し奉る可きに○左ハ無して却て罪科
 の色品を盡して○背き奉りし我身ふれば○今更御赦
 免を蒙り奉るべき身にありぞと○辨へ奉る也○我
 嘗て犯せし科を陳じ奉らば○唯罪科の甚重く○然を
 數限りふき事を白狀し奉る○然と雖も○御慈悲ハ我
 科よりも深く○御子耶穌基利斯督の流し給ふ御血
 の御功德ハ○我罪よりも猶高大ヲ在すと○辨へ奉る
 (六十二丁ウ)

也○然る時は如何ヨ御主御身の御辭ヨ罪人ふるを
 我科を悔ム於てハ○何時にても赦し給との御約束
 を今思出し給ひて○我罪科を赦し給へ過し科を今
 心の底より深く悲み奉る也斯言上つかまつる事
 後世にて受べき苦患を恐ての事に非ぞ○唯偏に御
 寵愛に催され○御威光御善徳量り在さぬ御身を背
 き奉りし事を深悲み申せば也○今より我進退を改
 め○再び大罪を犯て○御心に背き奉る事有ま敷と堅
 (六十三丁オ)

く思切奉つる也○然れば今御憐みの御皆りを罪人
 なる我に回せ給へ○我科の代として○御受難の量無
 御功德を捧げ奉れば○是を依御哀憐を垂給へ○耶穌
 の御血の御功德と○御身の深き御憐みに頼を掛○犯
 せし科の御赦を乞奉つる也○又此自訴の御取次に
 ハ○御母聖瑪利亞を頼み奉れば○其御取合を聞召入
 せ給へ○其功力にハ及ざれ共○御子一分に再び召加
 へ給へと○謹で頼上奉つる○亞孟⁴³

43 北緯日本聖會司教伯多祿瑪利亞准『公教日課』（横浜、1879年）61丁ウ～63丁オ。

6. 『公教會祈禱文』の「完全なる痛悔の祈禱」

大日本帝国憲法の発布（1889年）によってようやく信教の自由が認められるようになると、ほぼ時を同じくして、1890年、初となる全国規模の司教会議が長崎で開催され⁴⁴、種々の取り決めと並んで、要理書ならびに祈祷書の文言ができるだけ早急に統一されるべきことが決議された⁴⁵。この司教会議の会議録をみると、該当する決議第6条2-3項が、主要な祈りを列挙して、その文言を統一化するよう要請していることがわかる⁴⁶。

第3項 教えに関わる事柄であることに鑑み、すべての者が同じ仕方で語ることができるよう、要理書ならびに上に挙げた祈りの語彙は、すべての

⁴⁴ 高木一雄『明治カトリック教会史2』（教文館、2008年）414頁によれば、信徒発見25周年となった1890年には、3月と6月の2回、いずれも長崎で全国規模の司教会議が開催されたようである。3月2日に開幕した「第1回日本・朝鮮司教会議」は3月29日まで続き、記念日にあたる3月17日には「旧信徒発見25周年記念式典」が舉行されている。要理書ならびに祈祷書の文言の全国的な統一は、この司教会議のなかで決定された。この司教会議とは別に、同年の6月15日には同じ長崎で「第一回教会會議」が開催されている。

⁴⁵ *Acta et decreta primae synodi regionalis Japoniae et Coreae: Nagasaki habitae A.D. 1890, Hongkong 1923, 97: Titulus Sextus. De Libris. [...] II. Quoad orandi rationem, unicuique Vicario Apostolico certe licitum est, pro sua populi que sui devotione, aliquas formulas speciales co[n]ficere vel approbare, et, si placuerit, in codicem pro suo V[i]cariatu particularem inserte; sed requirit et mandat Synodus ut uniformes habeantur precandi formulae, pro omnibus, quoad orationes communes, id est, quae ordinarie a pluribus simul recitantur.*

⁴⁶ *Ibid.* 97-98: *Praedico nomine veniunt: Signum Crucis, Pater, Ave, Credo, Confiteor; actus fidei, spei, caritatis et contritionis; preces matutinae et vespertinae; item preces quae sive intra Missam ab assistentibus, sive extra ab iis qui Missae interesse nequeunt, recitantur; preces ante et post comunionem, ante et post accusationem in confessione, ad exercitium Viae Crucis, ante et post comestionem, et si quae sint alia hujusmodi. Item, translatio fiat uniformis orationum quarum textus existit authenticus, sive ad Officium divinum pertineat, sive usu in Ecclesia sit probatus.*

者が（同じものを）保つべきである。祈りや、宗教（キリスト教）を扱う書物において、他のもの（語彙）が用いられてはならない。⁴⁷

この方針を実行に移すために、教会用語の検討委員会が設置された。委員には、建築と著作活動で知られるパピノ神父（Jaques-Edmond-Joseph Papinot, 1860-1942年）と、能の研究で著名なペリ神父（Noël Péri, 1865-1922年）が加わっており、1894年、550を越える語彙の検討結果をまとめた小冊子「日本宣教のための宗教用語訳語集 *Traduction Japonaise de Quelques Termes de Religion, a l'Usage des Missions du Japon*」が刊行された⁴⁸。

このような動きは、同じ教会会議が日本の教会組織について話し合っていたことに加え⁴⁹、翌1891年6月15日、東京に管区大司教区（教区長はオズーフ大司教）が、長崎、大阪、函館に所属司教区がそれぞれ設置され、教会行政上の整備が進められたこととも無関係ではないだろう⁵⁰。

いずれにせよ、初の全国規模の標準祈禱書として1896年に出版された『公教會祈禱文』では、「こんちりさんのおらしよ」の名称は、旧来のキリシタン用語を離れ、オズーフ版の『公教日課』が用いた名称「痛悔の誦」を敷衍した「完全ふる痛悔の祈禱」が採用されることとなった。

⁴⁷ Ibid. 98: III. De rebus ad doctrinam spectantibus, ut idem sit omnium loquendi modus, vocabula quae in Catechismo et in orationibus supradictis admissa fuerint, ab omnibus retineantur, nec alia licebit usurpari sive in precandi formulis, sive in libris de Religione tractantibus. Cf. G. A. Mueller, *The catechetical Problem in Japan (1549-1965)*, Tokyo 1967, 42-43.

⁴⁸ Cf. J.-M. Martin, *Les catéchismes successivement utilisés au Japon*, MissB(T) 10 (1956) 210-212, 281-284. 283; Mueller, *The catechetical Problem*, op. cit., 45. さらに、下川英利『教理書の変遷史—日本最初の公認公教要理出版 100周年記念—』（私家版 [長崎]、1996年）82-83頁をも参照。

⁴⁹ 長崎の教会会議は、教会内の身分ごとに、その役割について決議している。Cf. *Acta et decreta primae synodi*, op. cit., 25-29 (Vicarii Apostolici), 29-45 (Missionarii), 45-49 (Clerus Indigena), 49-55 (Seminarii).

⁵⁰ 高木一雄『明治カトリック教会史2』、前掲書、415-416頁参照。

以下に引用する祈りの文言は、藤女子大学図書館所蔵の『公教會祈禱文』の初版に基づいている。扉には、キリシタン本の慣習に倣い、三段にわたって「耶蘇基督降生一千八百九十六年」「公教會祈禱文」「東京大司教伯多祿瑪利亞出版認可」と記されている。奥付の発行日は1896年（明治29年）3月13日となっている（印刷は3月10日）。

（二百四十 [頁]）

○完全くわんぜんふる痛悔つうくわいの祈禱いのり
 全能ぜんのうたいゑん永遠でんしゆの天主われ、我おんいましめは御誠命やぶを破れる身みにて功まうも
 徳とくもふき者ものなれば、尊前みまへに出いる能あたはざれども、限かぎり

（二百四十一 [頁]）

ふき御哀憐おんあはれみに依頼よりたのみ、諸惡しよあくの絆ほどしに引ひかされふがら今いま
 尊前みまへに出いで奉たてまつる。主しゆハ永遠えいゑんにして廣大くわうだいふる神かみ、窮きはま
 なき善徳ぜんとくの源みなもとよて、我身われらに與あたへ給たまふ恩恵めぐみは誠まことに限かぎ
 りふきにより、須すべからく万ばん事に越じえて深ふかく愛あいし、頼たのも
 しく思おもひ奉たてまつつるべきま、却かへりて種々さまざまの罪つみを犯をかし、過あやま
 つて主しゆに背そむきたれば、今更いまさら御赦宥おんゆるしを蒙かうむるべき身みに
 あらざるを嗔をかり、犯つみせし罪つみをバ敢あへて陳ちんぜず、惟たゞ罪つみの
 重おもくして其その數かずの限かぎりふきを告白まくはくし奉たてまつる。され

（二百四十二 [頁]）

ど主しゆの哀憐あはれみハ我わが罪つみの深ふかきよりも尙なほ深く、聖子おんま耶イエ
 穌ズの流ながし給たまひし御血おんちの功德くどくは我わが罪つみの大おほいふる
 よりも尙なほ大おほいふることを知しれり。主しゆよ、聖言みことばよ、罪人つみびと
 なりとも罪つみを悔くい悛あらためふば、何時いつにても赦免ゆるしを給たま
 ふとほるを思おもひ出いだし、希きはくハ我わが罪つみを赦ゆるし給たまへ。
 我われの犯をかせし罪つみを斯かく心こゝろの底そこより悔くみて告白まくはくし奉たてまつ

つるは、^{あへ}敢て^{らいせ}來世の^{くるしみ}苦痛を^{おそ}怕る、^{あら}ゆゑに^{ひとへ}非ず、^偏偏に

^{おんいつくしみ}御仁愛に^{かん}感じ、^{きかえ}榮光と^{ぜんとく}善徳の^{かぎ}限り^{しゆ}ふき^{そむ}主に^背背きし

(二百四十三 [頁])

^{かなし}を^{いた}悲み^{ゆゑ}痛め^{われいま}め^まふり。故に^ま我今^{あたら}より^{かさね}心を^{つみ}改め、^重重て^罪罪

を^{をか}犯して^{ふた}再び^{みまころ}御意に^{そむ}背く^{けつしん}まじと^{たてま}決心し^{われ}奉つる。我

は^{つみびと}罪人^{さいはひ}ふれども、^{おんあはれみ}幸ふ^{まなじり}御哀憐の^{めぐら}毗を^{たま}廻し^わ給へ。我が

^{つみ}罪の^{つくひ}償贖として^{ごくふん}御苦難の^{かぎ}限り^きなき^{たま}功德を^{たてま}献げ^奉奉

つる。^{ねが}願は^{おんめぐみ}くは^{くだ}御恩寵を^{たま}降し^{われいまイエズス}給へ。我今^{おんち}耶穌の^御御血

の^{くどく}功德と^{しゆ}主の^{ふか}深き^{あはれみ}哀憐に^{よりたの}依頼^{つみ}み、^{ゆるし}罪の^{よひねが}赦宥を^希希^ひひ

^{たてま}奉つる。我は^{われ}功も^{あう}徳も^{とく}ふき^{もの}者^{おんち}ふれど、^{うち}御子^{くは}のうち^にに加

へ^{たま}給へ。^{せいぼ}聖母^まマ^りリアに^{とりつぎ}此の^{たの}傳達を^{たてま}頼み^{ねが}奉つる。願^くく

(二百四十四 [頁])

は^よ此の^{とりつぎ}傳達を^き聴き^い入れ^{たま}給はん^{こと}ことを。ア^{メン}孟⁵¹

7. ラゲ『完全なる痛悔』の「完全なる痛悔の祈禱」

『公教會祈禱文』の発刊の後にも、パリ外国宣教会司祭のラゲが、1902年(明治35年)に『完全なる痛悔』を出版したことは前にも述べた。この書は、1869年に出版された『胡無知理佐无之略』の改訂版という性格を有している。ただし、扉は『聖教日課』や『公教日課』、『公教會祈禱文』などと同じく、①出版年(「基督降生一千九百二年」)、②題(「完全なる痛悔 全」)、③認可者(「儒利譽阿屢本祖准」= Jules-Alphonse Cousin, [1842-1911年, 1891-没年 長崎司教])を三段にわたって記す形式を採っている。出版当時、ラゲは鹿児島で司牧にあたっていたが(1896-1911年)、奥付の発行日は明治35年(1902年)9月19日(印刷は9月10日)となっており、発行者、印刷所ともに東京、賣捌所も東京市神田区錦町の三才社と記されている。

⁵¹『公教會祈禱文』(初版, 天主公教會, 1896年) 240-244頁。

緒言の前半部は、『胡無知理佐无之略』の「題言」（前出）を下敷きにし、本書の出所を物語る内容となっている。後半部では、完全なる痛悔を「古代の記念」として守ると同時に、「自ら其効果を味わう」ことを読者に期待している。

いまこのしよそのまゝしんぼんへんしやのぞとこゝろすうひやくねんぜんこごに
 今や此書を其儘に新版するは編者の望む所なれども、數百年前の古語に
 ていつぽんつうがたもんくへんこんにちてきことばあらため
 て一般に通じ難ければ、文句を變せずして、今日に適する言に改たり、
 こひねがはしんじやほんしよよそせんあためぐみしやこだいきねん
 希くは信者、本書を讀みて祖先に與へられし恵を謝し、古代の記念と
 してこれを用ひ、なほこうけうくわいけうりけうそくいつじだいはんへん
 して之を用ひ、尙公教會の教理教則の何れの時代にも變ぜざることを認め、
 みづかそのこうくわあちは
 自ら其効果を味はれんことを。

明治三十五年九月上浣 編者識⁵²

ただし、祈りの題を除けば、「おらしよ」の本文そのものは『胡無知理佐无之略』のそれではなく、むしろ『公教會祈禱文』の文言を踏襲しているといえる。以下に、ラゲの『完全なる痛悔』から「完全なる痛悔の祈禱」を引用しよう。

(三十 [頁])

だいしせつ てんしゆ たちかへ つみびと な
 第四節 天主に立歸る罪人の爲すべき

くわんぜん つうくわい いのり
 完全なる痛悔の祈禱

ぜんのうたいえん てんしゆ われ おんいましめ やぶ み こう とく
 全能永遠の天主、我は御誠命を破れる身にて、功も徳も
 なき者なれば、もとよりみまへいつあたもの
 なき者なれば、固より尊前に出る能はざる者なれども、
 かぎ おんあわれみ よりのたの しよあく ほだし ひか
 限りなき御哀憐に依頼みつゝ、諸惡の絆に引されなが
 らみまへい たてまつ しゆ いえん くわうだい かみ きはま
 ら尊前に出で奉る、主は永遠にして廣大なる神、窮りな

(三十一頁)

ぜんとく みなもと われら あた たま めぐみ まこと かぎ
 き善徳の源にて、我身に與へ給ふ恩恵は誠に限りなき

⁵² ラゲ編『完全なる痛悔』（前田長太、1902年）。本書は国立国会図書館デジタルコレクションのウェブページで閲覧することができる。アドレスは以下の通り。

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/824162/1>

により、^{すべか} 須らく^{ばんじ} 萬事に^こ 越えて^{ふか} 深く^{あい} 愛し、^{たの} 頼もしく^{おも} 思ひ^{たてま} 奉
 つる^{かへ} べきに、^{さまぐ} 却りて^{つみ} 種々の^{おか} 罪を^{あやま} 犯し、^{しゅ} 過つて^{そむ} 主に^{そむ} 背きた
 れば、^{いまさら} 今更^{おんゆるし} 御ゆるし^{かうむ} を^か 蒙る^み べき^{きよ} 身に^{おか} あらざる^{おか} を^{おか} 曉り、^{おか} 犯せ
 し^{つみ} 罪を^{あへ} ば^{ちん} 敢て^{たぐつみ} 陳ぜ^{おも} ず、^そ 惟^{かぜ} 罪の^{かぎ} 重く^{かぎ} して^{かぎ} 其の^{かぎ} 數の^{かぎ} 限り^{かぎ} な
 きを^{こはく} 告白^{たてま} し^{たてま} 奉る、^{しゅ} されど^{あはれみ} 主の^わ 哀憐^{つみ} は^わ 我が^か 罪の^か 深き^か よ
 りも^{なほふか} 尙^{おん} 深く、^{こい} 聖子^{イエズス} 耶穌^{なが} の^{たま} 流し^{おん} 給^ち ひし^{くどく} 御血^わ の^わ 功德^わ は^わ 我が
 罪^{つみ} の^{おほ} 大いなる^{なほおほ} よりも^し 尙^し 大いなる^し ことを^{しゅ} 知れり、^{みこ} 主よ、^{みこ} 聖
 言^{とば} に、^{つみびと} 罪人^{つみ} なりとも^く 罪を^{あらた} 悔い^{あらた} 俊^{いつ} め^{いつ} ば、^{ゆるし} 何時^{ゆるし} にても^{ゆるし} 赦免
 を^{たま} 給ふ^{おも} とある^い を^い 思ひ^{こひわが} 出し、^わ 希^{つみ} は^{ゆる} かくは^{たま} 我が^{たま} 罪を^{たま} 赦し^{たま} 給へ、
 (三十二 [頁])

我が^わ 犯^{おか} せし^か 罪^{こころ} を^{そこ} 斯^く く^く 心^{こくはく} の^{たてま} 底^{たてま} より^{たてま} 悔^{たてま} みて^{たてま} 告^{たてま} 白^{たてま} し^{たてま} 奉^{たてま} つる
 は^{あへ} 敢^{あへ} て^{あへ} 來^{あへ} 世^{あへ} の^{あへ} 苦^{あへ} 痛^{あへ} を^{あへ} 怕^{あへ} る^{あへ} べ^{あへ} づ^{あへ}、^{あへ} 偏^{あへ} に^{あへ} 御^{あへ} 仁^{あへ} 愛^{あへ} に
 感^{かん} じ、^{きか} 榮^{せん} 光^{とく} と^{かぎ} 善^{かぎ} 德^{しゅ} の^{そむ} 限^{かな} り^な き^{いた} 主^{いた} に^{いた} 背^{いた} き^{いた} し^{いた} を^{いた} 悲^{いた} み^{いた} 痛^{いた} め^{いた} ば
 な^{ゆる} り、^{われい} 故^{われい} に^{われい} 我^{われい} 今^{われい} より^{われい} 心^{われい} を^{われい} 改^{われい} め^{われい} 重^{われい} て^{われい} 罪^{われい} を^{われい} 犯^{われい} して^{われい} 再^{われい} び^{われい} 御^{われい} 意^{われい}
 に^{そむ} 背^{そむ} く^{そむ} ま^{そむ} じ^{そむ} と^{そむ} 決^{そむ} 心^{そむ} し^{そむ} 奉^{そむ} つる、^{われ} 我^{われ} は^{われ} 罪^{われ} 人^{われ} な^{われ} れ^{われ} ど^{われ} も、^{さい} 幸^{さい} に^{さい} 御^{さい}
 哀^{あはれみ} 憐^{まな} の^{まな} 咄^め を^め 廻^め し^め 給^め へ、^{たま} 我^{たま} 罪^{たま} の^{たま} 償^{たま} 贖^{たま} と^{たま} して^{たま} 御^{たま} 苦^{たま} 難^{たま} の^{たま} 限^{たま}
 な^{くどく} き^き 功^き 德^き を^き 献^き げ^き 奉^き つる、^{ねが} 願^{ねが} は^{ねが} かく^{ねが} は^{ねが} 御^{ねが} 恩^{ねが} 籠^{ねが} を^{ねが} 降^{ねが} し^{ねが} 給^{ねが} へ、^{たま} 我^{たま}
 今^{いま} イエズス の^{おん} 御^{おん} 血^ち の^{くどく} 功^{しゅ} 德^{ふか} と^{あはれみ} 主^よ の^{たの} 深^{つみ} き^{つみ} 哀^{つみ} 憐^{つみ} に^{つみ} 依^{つみ} 頼^{つみ} み^{つみ} 罪^{つみ}
 の^{ゆるし} 赦^{ゆるし} 宥^{ゆるし} を^{こひわが} 希^{たてま} ひ^{たてま} 奉^{たてま} つる、^{われ} 我^{われ} は^{われ} 功^{われ} も^{われ} 德^{われ} も^{われ} な^{われ} き^{われ} 者^{われ} な^{われ} れ^{われ} ど、^{ねが} 願^{ねが} く
 は^{おん} 御^{おん} 子^こ の^{うち} 中^{くは} に^{たま} 加^{せい} へ^ぼ 給^こ へ、^こ 聖^こ 母^{でん} マリア に^{たの} 此^{たてま} の^{たてま} 傳^{たてま} 達^{たてま} を^{たてま} 頼^{たてま} み^{たてま} 奉^{たてま}
 (三十三 [頁])

つるにより、^{ねが} 願^{ねが} くは^{ねが} 此^こ の^こ 傳^こ 達^こ を^こ 聴^こ き^こ 入^こ れ^こ 給^こ は^こ ん^こ こと^こ を、
 アメン、

8. 戦前・戦中の『公会堂祈禱文』の「完全なる痛悔の祈」

『公会堂祈禱文』は、初の全国規模の標準祈禱書として1896年に出版されて

以来、改訂増補の手が加えられながら版を重ねた。これに伴い「完全ふる痛悔の祈禱」も、小さな文言上の訂正を経験した。しかし基本的には初版を踏襲していたといえる。

この祈りの文言が大きく変わったのは、1937年10月1日に刊行され、1941年に改訂が加えられた版においてである。『カトリック大辞典 IV』（富山房、1954年）の項目「日本 X. 出版事業」は当時の経緯を次のように描写している。

此の時代〔筆者注：統制時代〕に於いて先づ擧ぐべきは公教要理、祈禱文、舊約聖書の翻譯である。昭和十年四月司教會議に於いて教書改訂が議せられ、大司教シャンボン委員長の下に委員をあげて之に當らしめ、公教要理は翌年十一月中央出版部より刊行された。従來に比し問答數も多く、補習的部分や自由研究の部が設けられ、用語も流暢平易となった。之と並行して祈禱文の改訂も行はれ、昭和十二年に出版を見た。分類の配列が一層徹底し且つ新祈禱文が加へられてゐる。此等は更に改訂研究が進められ、同十六年三月祈禱書、翌年三月公教要理が完成公布を見た。⁵³

昭和十年（1935年）の司教會議は、愛国心とカトリック教義への忠誠とが矛盾しないと説き、邦人教会の確立を要請する、「全日本教区長共同教書」が発表された会議でもあった⁵⁴。1937年版の『公教會祈禱文』は、この会議の「教書改訂」の要請にしたがって編纂されたとみてよいだろう。それまでの、例えば『公教會祈禱書』改訂第七版（1928年）などに確認できる「皇室の爲にする祈禱」が、この版で「皇國の爲にする祈」に差し替えられたことなども、皇国史

⁵³ 内山善一、海老澤有道「日本 X. 出版事業」『カトリック大辞典 IV』（富山房、1954年）76-87頁、85頁。

⁵⁴ カトリック中央協議会福音宣教研究室編『歴史から何を学ぶべきか カトリック教会の戦争協力・神社参拝』（新世社、1999年）67-68頁、116-124頁（巻末資料「全日本教区長共同教書」）参照。

観の一層の浸透が図られた時局への対応に苦慮した当時の教会の姿をみることが出来る⁵⁵。

こうした状況はその後も続いたと思われる。上に引用した『カトリック大辞典』は、1937年版の出版の後も、『公教會祈禱文』の「改訂研究」が公教要理の改訂作業とともに「更に進められ」たと記している。

この頃、カトリック教会は、1939年4月8日に公布され翌1940年4月1日に施行された「宗教団税法」への対応を迫られ、同法が要求する教団認可に向けて準備が進められていた⁵⁶。1940年9月11、12日の両日には、教団認可申請に必要な「日本天主公教教団規則」草案の最終討議のため臨時教区長会議が開催されている。この会議で、教区長たちは、邦人司祭の教区長職への登用の推進、邦人司祭養成の充実といった他の事項と併せて「公教要理、祈禱書も適宜に改訂すること、之が爲に委員會を東京に即時設置する」という方針を打ち出した⁵⁷。おそらくこうした諸書の改訂も、キリスト教会を国体に従わせると同時に「キリスト教の日本化」を目論んだ文部省の意向に、名目上ではあれ従うという当時の教会の意向に副うかたちで行われたと推察される⁵⁸。

筆者は1937年版の『公教會祈禱文』は未見のため、ここでは、南山大学図書館が所蔵する1941年版から「完全なる痛悔の祈」を引用することにしたい。1941

⁵⁵ 同書、76-77頁によると、「皇國の爲にする祈」は1937年10月1日発行の『公教會祈禱文』189頁に掲載されているという。筆者は残念ながら1937年版は未見である。「皇室の爲にする祈禱」の「皇國の爲にする祈」への差し替えは1941年版で確認した。

⁵⁶ 「日本天主公教教団」の設立認可申請書は1941年4月10日付で文部省に提出され、5月3日付で設立が認可された。これについて、高木一雄『大正・昭和カトリック教会史2』（聖母の騎士社、1985年）220-221頁参照。

⁵⁷ 「カトリック新聞」1940年9月22日号（第777号）1面。高木一雄『大正・昭和カトリック教会史2』、同書、94-95頁、170-172頁をも参照。「日本天主公教教団規則」は同書、174-220頁に記載されている。

⁵⁸ 高木一雄『大正・昭和カトリック教会史2』、同書、171-172頁参照。当時を知る志村辰弥神父は、著書『教会秘話』（聖母の騎士社、1991年）のなかで、1940年の『公教要理』の改訂が文部省の要請に応じたものであったと述懐している（31-33頁）。

年版の『公会堂祈禱文』は、1940年11月25日に校訂が完了し、翌1941年の3月25日に、「天主公会堂」の代表者「土井辰雄」名で発行されている⁵⁹。

くわんぜん つうくわい いのり
完全なる痛悔の祈

ぜんのうえいゑん てんしゆ われ おんおきて やぶ み こう とく
全能永遠の天主、我は御戒律を破れる身にて功も徳もなき

もの かぎり おんあはれみ よりたの しよあく ほだし ひ
者なれども、限なき御哀憐に倚頼み、諸悪の絆に引かれなが
(二九一 [頁])

ら敢へて御前に出で奉る。▲主は永遠にして至大なる天主、

きはまり ぜんとく みなもと われら あた たま おんめぐみ まこと かりぎ「ママ」
窮なき善徳の源にて、我等に興へ給ふ御恩恵は、眞に限な

きにより、われすべからく、萬事に超えて深く主を愛し、頼もし

く思ひ奉るべきに、却つて種々の罪を犯して主に背きたれば、

いまさら おんゆるし わが い み
今更、御赦免を願ひ出づべき身にあらざるなり。されど

しゆ おんあはれみ わ つみ ふか なほふか おんこ なが
主の御哀憐は我が罪の深きよりも尙深く、御子イエズスの流

し給ひし御血の功德は、我が罪の大なるよりも、更に大い

なることを知り。主は、罪人なりとも、つみ く あらた
何時にても赦免し給ふと宣ひしにより、希はくは、我が罪

いつ ゆる たま のたま こひねが わ つみ
(二九二 [頁])

ゆる たま わ をか つみ をかく こころ そこ くや こくはく
を赦し給へ。我が犯したる罪を、かく心の底より悔みて告白

し奉るは、敢へて來世の苦痛を恐るゝゆゑに、偏に

おんいつくしみ かん さかえ ぜんとく かぎり しゆ そむい かな
御仁愛に感じ、榮光と善徳との限なき主に背きしを、悲し

み痛めばなり。故に我今より心を改め、重ねて罪を犯して、

いた ゆゑ われいま こころ あらた かき つみ をか
再び御意に背くまじと決心し奉る。我は罪人なれども、幸

おんあはれみ もつ かへり たま わ つみ つぐのひ ぐくなん
に御哀憐を以て顧み給へ。我が罪の償として御苦難の

かぎり くどく きよ たてまつ わが おんめぐみ くだ われ しゆ
限なき功德を獻げ奉る。願はくは、御恩恵を降し、我を主

⁵⁹ 土井辰雄（1892-1970年）は、東京大司教（1938-1970年）、日本初の枢機卿（1960年親任）。

あいにし　うち　くは　たま　せいぼ　おんとりつぎ　わ　こ
 の愛子の中に加へ給へ。聖母マリアの御取次により、我が此
 ねがひ　き　い　たま
 の願を聴き容れ給へ。⁶⁰

この祈りの諸版間の異同の検討は次号に譲りたいが、「赦宥」を「赦免」に改めるなど、用語の言い換えに努めたほか、文言を大胆に削ったところにも、戦前・戦中版の特徴があるように思われる。一例を示すと、『公教会祈禱文』（1896年）で「今更御赦宥を蒙るべき身にあらざるを曉り、犯せし罪をバ敢て陳ぜず、惟罪の重くして其の數の限りふきを告白し奉る」となっていたくんだり、1941年版では「今更、御赦免を願ひ出づべき身にあらざるなり」と、大幅に短縮されている。

いずれにせよ、この版における文言上の変更は、この祈りの伝承史にとっては大きな意味を持つことになる。というのも、充てる漢字の変更といった多少の改訂を除き、「完全なる痛悔の祈」の文言は、今日に至るまでほぼこの戦前・戦中版において定まったといえるからである。

9. 戦後の『公教会祈禱文』の「完全なる痛悔の祈」

戦後、日本のカトリック教会は、宗教団体法の廃止ならびに宗教法人法令の公布（1945年12月）といった国内の宗教政策の動向に対応するため、また、戦禍を蒙った教会の復興の足がかりを掴むため、まず1945年11月28、29、30日の3日間にわたって臨時教区長会議を開催し、「日本天主教教団」を解散、新たに「天主教教区連盟」を結成する決議を採択した。1946年2月10日号をもって復刊を果たした「カトリック新聞」は、1945年11月の臨時教区長会議が、被災した教会関連施設の再建をはじめとする重要課題が山積するなか、「公教要理と祈禱書の改訂」についても協議したと報じている⁶¹。

⁶⁰ 天主教教会編『公教会祈禱文』（天主教教会、1941年）290-292頁。なお、291-292頁は、通常の読点の替わりにいわゆる「シロテン」が印字されている。

⁶¹ 「カトリック新聞」1946年2月10日号（第969号）1面参照。

翌 1946 年 5 月 8 日から 11 日の 4 日間かけて開催された定例教区長会議および教区連盟理事会においても、会議初日の 8 日に「公教祈禱書」に関する事柄が話し合われ、「根本的改訂は札幌教区フランシスコ會に任せ、底本となるべき祈禱文草案を得委員会を組織してこの草案を検討のうへ決定する」こととなった⁶²。

翌 1947 年の全国教区長会議および教区連盟理事会も、前年同様、5 月 28 日から 31 日までの 4 日間に亘る開催であった。「祈禱書」改訂は初日の 28 日の協議事項だったが、「とりあえず昭和廿一年度版により朝夕の祈、ミサの祈、聖体拜領前後の祈、告白前後の祈（糾明の箇條を除く）を一冊とした祈禱書を札幌教区から発行して全国の至急需要に應じることにし、第 3 日（30 日）にも再協議することとなった⁶³。その 3 日目の協議内容は、当時のカトリック新聞によればおよそ次のようであった。

次ぎに前々日から持越しの祈禱書の問題について教区長本会議の決定が提示され、ツェントグラーフ師の祈禱書抄本発行を承諾、定本祈禱書草案については大阪教区に委員会を作つて再考し年内に改訂を完成の上、最初の印刷発行は全部札幌ですが六月までに光明社発行公教会祈禱文に関する教区長の希望条件を大阪まで送り、九月末までに推敲を終り、これをもよりの教区長によつて審議する手筈となつた⁶⁴

⁶² 「カトリック新聞」1946 年 5 月 19 日号（第 981 号）1 面。

⁶³ 「カトリック新聞」1947 年 6 月 8 日号（第 1026 号）1 面。1 日目には各教区長らに修道会宣教会の代表者を交えての会議が、2 日目には教区長らのみによる「教区長本会議」が開か、3 日目には教区長、修道会宣教会代表者、連盟部会長らが参加して「教区連盟理事会」が開催された。

⁶⁴ 同上。なお、会議出席者名簿に「札幌教区フランシスコ會士ツェントグラーフ師」の名が記されている。

こうした協議の結果、以下の決定事項が「カトリック新聞」を通して公にされるに至った。

教區長會議及び教區連盟理事會の決定事項

[…]

二 […]（日本を聖母の聖心に奉獻するにあたり、このための）公式の奉獻文は、大阪教区の委員会で之を作り、改訂祈禱書に入れること

[…]

九 祈禱書は抄略文を大至急發行すること これは札幌フランシスコ會に委託すること 決定版は札幌フランシスコ會で編纂した草案を大阪教区の委員會に委託して最後の訂正をなし、札幌フランシスコ會において之を發行すること、札幌フランシスコ會の編纂した草案に対する希望事項は、六月末日までに豊中市新免一三一大阪教區長宛に提出すること⁶⁵

当時大阪と四国の教區長を務めた田口芳五郎司教（1902-1978 年）が天主教教區連盟の常任理事の職にあり、同時に事務總長をも兼務していた⁶⁶。このような事情から、「定本祈禱書」の編纂事業も、田口を中心として結成された委員會に委ねられるようになったものと思われる。

この戦後版の改訂の経緯を、カトリック新聞は1948年1月4日号の第1面において「改訂祈禱文成る 新カナづかいで漢字は大制限」の見出しの下に報じている。田口の下に設置された「祈祷文中央改訂委員会」の陣容と改訂作業の経緯にも触れられている。なお、「一昨年」は1946年の、「昨年」は1947年の定例教區長會議ならびに教區連盟理事會を指すものと思われる。

⁶⁵ 同上。

⁶⁶ 「カトリック新聞」1946年2月10日号（第969号）1面。

一昨年（昭和47年）の教区長会議の決議に従って企てられた公教会祈禱文の改訂は札幌教区によって一應まとまったが、更に昨年（昭和48年）の教区長会議の結果、大阪教区を枢軸として組織された改訂委員会により、札幌案を骨子として作成され、漸く十一月十日付田口司教の「インプリマトウル」をうけ、目下札幌の天使院印刷部で印刷中であるが、一月中には出来上るものと見られている

今回の改訂は、戦時中から使用していた従来（昭和20年代）の祈禱文には多少改訂を要する箇所があり、その上、終戦後、漢字制限と新カナづかいの問題がおこったのでやゝ廣範囲に行われることになったもので、昨年五月の教区長会議の後、大阪教区では直ちに田口司教を委員長とし、小林有方、前田朴、佐々木鉄治の三師の外に越智昌二、腰高輝次の両氏を加えて祈禱文中央改訂委員会を組織し、札幌案にもとづき全国各教区から集まった改訂に関する意見と希望とを参照し八月中旬改訂原案を作成、関係教区長にこれを示し再度の意見を求め、これを参照して第二案をまとめ、常用漢字新カナづかいなどについては専門家の校訂を経て最終案を決定した

新祈禱文では主要な祈りはもとのまゝで「聖母の汚れなき聖心に日本國をさゝげる祈り」が新たに加えられたが、各教区長の意見希望をなるべく容れて諸所に相当の改訂がほどこされている

この際、祈禱文も口語体か、少くともそれにちかい、やさしい文章に改めてはどうか、という意見は当然論議されたが、ミサ祈禱、公教要理、聖書にまで影響するところがあり、到底短期日には出来ないので、そこまで手をつけないこととなり、また信者の憫も考えて主要な祈りは変えない方針をとった

しかし漢字制限と新カナづかいは厳格に実行され、業、罪、贖宥だけは例外として残されているが、讚美は「賛美」、栄誦、信徳誦は「栄唱」「信徳唱」、秘蹟は「秘跡」というふうに当て字が工夫されたり、「けんそん」「かんにん」「くぎ付け」「悔しゅん」などカナ書きが多く使用されている⁶⁷

ここにいう「漢字制限と新カナづかいの問題」とは、1946年9月21日に文部大臣に答申された「現代かなづかい」、ならびに同年11月5日に文部大臣に答申された「当用漢字表」への対応を指すものと思われる⁶⁸。

以下に引用する「完全なる痛悔の祈」は、田口の出版許可は得ているものの、奥付のない『公教會祈禱文』に収められた版である。扉1枚目に縦書きで2段にわたり「公教會祈禱文」「發行所 公教社」と記され、2枚目には横書き4行にわたって「Imprimatur / Paulus Taguchi, / Episcopus Osakensis / Osaka, die 15 Novembris 1947」と記されている。

[276 頁]

かんぜん つうかい いのり
完全なる痛悔の祈

ぜんのうえいえん てんしゆ われは おんいまし やぶ み こう とく
全能永遠の天主、われは御戒めを破れる身にて功も徳もなき
もの なれども、 限り なき おん あわれみに 依り頼み、 諸悪のほだしに引
かれながらあえて 御前に進み奉る。▲主は永遠にして至大なる天
主、 窮なき善徳の源にて、われらに與え給う御恵みは、まこと
に 限なきにより、 萬事に超えて深く主を愛し、頼もしく思い奉

⁶⁷ 「カトリック新聞」1948年1月4日号（第1054号）1面。

⁶⁸ http://kokugo.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/joho/kakuki/syusen/tosin01/index.html（「現代かなづかい」答申）

http://kokugo.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/joho/kakuki/syusen/tosin02/index.html（「当用漢字表」答申）

るべきに、かえってさまぐの罪を犯して主に背きたれば、い

[277 頁]

まさら、御赦しを願ひ出ずべき身にあらざるなり。されど主の
御あわれみはわが罪の深きよりもなお深く、御子イエズスの流
し給ひし御血の功德は、わが罪の大なるよりも、さらに大い
なることを知れり。主は、罪人なりとも、罪を悔い改めなば、
いつにても赦し給うと宣いしにより、こいねがわくは、わが罪
を赦し給え。わが犯したる罪を、かく心の底より悔みて告白し
奉るは、あえて來世の苦しみを恐るゝゆえにあらず、ひとえに
御慈しみに感じ、榮えと善徳との限なき主に背きしを悲しみ痛
めばなり。故にわれ今より心を改め、重ねて罪を犯して、再び
御心に背くまじと決心し奉る。我は罪人なれども、幸いに御あわ

[278 頁]

れみをもって顧み給え、わが罪の償いとして、御苦難の限りなき
御功德を獻げ奉る。願わくは、御恵みを下し、われを主の愛し
のうちに加え給え。聖母マリアの御取次により、わがこの願ひ
を聞き容れ給え。アーメン。

10. 長谷川集平訳

最後に「こんちりさんのりやく」の貴重な現代語試訳をも紹介しておきたい。

訳者は、1976年第3回創作えほん新人賞の受賞作『はせがわくんきらいや』をはじめ、『石とダイヤモンド』『鉛筆デッサン小池さん』（1992年第14回路傍の石文学賞）、『ホームランを打ったことのない君に』（2007年第12回日本絵本賞）などの作品で知られる絵本作家の長谷川集平である⁶⁹。底本には片岡弥吉

⁶⁹ 長谷川集平『こんちりさんのりやく・ロザリオ キリシタンを解凍する試み』（大日本印刷株式会社 ICC 本部、2000年）53頁参照。「こんちりさんのりやく」の部は、「青空

校注の「こんちりさんのりやく」（前出）が用いられている。解説のなかで長谷川は、「こんちりさんのりやく」を「ゲームというにはあまりに厳しく悲しい営み」であり、連綿と「一種の伝言ゲームのように伝承されたもの」と位置づけたうえで、現代語に試訳した意図を次のように説明している。

ぼくは現在長崎に住むカトリック信者のひとりとして、キリシタンの伝言ゲームの長い列の最後尾に自分自身を位置づけたかった。前の人の伝言を自分の感覚でしっかり受けとめたかった。そして細々と続けてきた伝言ゲームはこの辺で打ち切って、メッセージをここから多くの人にひらく作業にしたかったのです。⁷⁰

さらに長谷川は「こんちりさんのりやく」を、「思いやりと謙遜を忘れ、反省せず、叱らず叱れず叱られず、ただ自然の思いに身をまかせ、エゴイズムを増長させる」現代日本人への「反省と悔いあらためへの勧め」と受けとめ、現代語訳の意義にも言及している⁷¹。

以下は、長谷川による「こんちりさんのおらしよ」の現代語試訳である。

第四章 神に立ち返る罪人の唱えるべき「完全なる痛悔」の祈り

全能永遠の神の御前に、はかりしれなくみともない身で、あつかましく進み出られるような功德くどくは何一つありませんが、限りない御慈悲おじひに依り頼み、諸悪の綱にからめながら、今進み出ます。

御身おんみは永遠無限の主、限りない善徳みなもとの源であり、私たちに与えてくださった数々のあつい御恩ごおんは、まことに限りなく、すべてを超えて深く主を

文庫」にも収録されており、著者のウェブページからエキスパンドブック形式ファイルをダウンロードして読むことができる (<http://www.cojicoji.com/shuheji/contri1.ebk>)。

⁷⁰ 同書、54頁。

⁷¹ 同書、64頁参照。

愛することは当然のつとめです。それなのに、かえってさまさまの罪あやまちを犯してそむいてしまったわが身、いまさらゆるしを願うようなものではないことは、よく知っています。

私は、かつて犯した罪を弁解しません。ただ罪がはなはだ重く、しかも数限りないということを告白いたします。

そうではあっても、あなたの慈悲は私の罪よりも深く、御子イエズス・キリストの流された御血の恵みが、私の罪よりも広く大きいことを知っています。

そして、御言葉で「罪人が自らの罪を悔やみ悲しむならば、いつでもゆるそう」と約束なさったことを思い出し、私の罪をゆるしてくださいれば、過去の罪を心の底から深く悔い悲しみます。

これは、けっして死後に受けるべき苦しみを恐れて申し上げるのではありません。ただひとえに神への愛にかられてのことで、栄光と善徳そのものである御身にそむいてしまったことを悲しんでいるのです。

罪人は、今後おこないをあらため、二度と大罪を犯して神の御意志にそむくことのないように、固く決心します。

あわれみのまなざしを、罪人である私たちに注いでください。罪のかわりに、御受難とはかりしれない御功德をささげますから、どうか怒りをしずめておゆるしてください。イエズスの流された御血の恵みと、御身の深いあわれみに頼み、犯した罪のゆるしを乞います。

聖母マリアを信頼し御取次をお願いしますから、神様どうぞお聞き入れになって、私を怒らずゆるしてください。

私には何の功德もありませんが、御子と同じように、もう一度召し加えてください、とつつしんでお願いします。

アーメン イエズス⁷²

⁷² 同書、49-51 頁。

おわりに

五島、外海系の潜伏キリシタンたちの間では、おらしよは黙唱されるものであり、その伝習も「悲しみ節」の46日間のみゆるされていた⁷³。そのように極端に制限された条件のなかで、「こんちりさんのおらしよ」をはじめとするさまざまな先祖伝来の祈りが後世に受け継がれていった。片岡弥吉によれば「外海町松本のもと帳方で昭和41年（1966年）90歳で死んだ松尾弥藏さん」は生前次のような貴重な証言を遺したという。

「毎日、御身ゼズスさまのウラッショ三べん、コンチリサン三べん、とがのゆるしの二遍返し（告白の祈り）を祈ります。[...]また帳内の衆を、災難、悪病、罪と汚れから逃して下さいますようにガラサ五三べん、アネスデイのウラッショ三べん、コンチリサン二へんを唱えます。」⁷⁴

また、現長崎市下黒崎町の村上茂則氏を帳方とする「村上グループ」は、今も「こんちりさんのおらしよ」を唱える習慣を守っているという⁷⁵。

こうしてみると、紆余曲折は経験しつつも現代に至るまで脈々と受け継がれてきた「こんちりさんのおらしよ」は、まさに生き抜かれた信仰の道標として、諸版のうちにその折々の姿を留めているといつてよいかもしれない。

「こんちりさんのおらしよ」で表明される「過ぎし科（を）心の底より深く悔やみかなしむ」「真の痛悔 *contritio*」の発露は、「御大切」、すなわち「愛」であ

⁷³ 片岡弥吉『絵踏・かくれキリシタン』、前掲書、200頁参照。

⁷⁴ 同書、202頁。

⁷⁵ 村上近七・村上茂『旧キリシタン書』（私家版、2007年）には「コンチリサンのオラシヨ」のほか「コンチリサンのりやく」（「こんちりさんのりやく」抜粋）も収められている。村上茂則氏の父茂氏について、ムンシ・ロジェ・ヴァンジラ『村上茂の伝記』（聖母の騎士社、2012年）、ならびに、同『村上茂の生涯』（聖母文庫、聖母の騎士社、2015年）を参照されたい。

った。しかし時代を追って観察してみると、その表現には次のような変遷がみられ、「愛」そのものが内包する相互関係にうながされるかのように、ときに「告白者に注がれる神の愛」を指し、ときには「神に向けられる告白者の愛」をも指し得たことがわかる。

「たゞひとゑに御大切にわもやうされ」（「こんちりさんのりやく」1603）

「ただひとへ ごたいせつ もよ ふ 御大切に 催 され」（『聖教日課』1868, 『胡無知理佐无之略』1869）

「たゝひとへ ごちやうあい もよう 御寵愛に 催 され」（『公教日課』1879）

「ひとへ おんいつくしみ かん 偏に御仁愛に感じ」（『公教會祈禱文』1896, ラゲ『完全なる痛悔』1902）

「ひとへ おんいつくしみ かん 偏に御仁慈に感じ」（『公教會祈禱文』1909）⁷⁶

「ひとへ おんいつくしみ かん 偏に御仁愛に感じ」（『公教會祈禱文』1941）

「ひとえに御慈しみに感じ」（『公教會祈禱文』1947）

「ただひとえに神への愛にかられてのことで」（長谷川集平、2000）

*丸括弧内に「出典／訳者」と「出版年」を記す。

本稿は「こんちりさんのおらしよ」を収めるいくつかの祈禱書を簡単に紹介するとどまった。次号では、ここに引用した諸版の文言を比較検討するとともに、とりわけ、告白者の心に「真の痛悔」を呼び覚ます「御大切」の本意と表現の移りかわりについても若干の考察を試みることにしたい。

⁷⁶ 編纂兼発行は天主公会、明星舎で印刷された。扉には「耶蘇基督降生／公教會祈禱文／一千九百八年」と三段にわたって印刷されている。